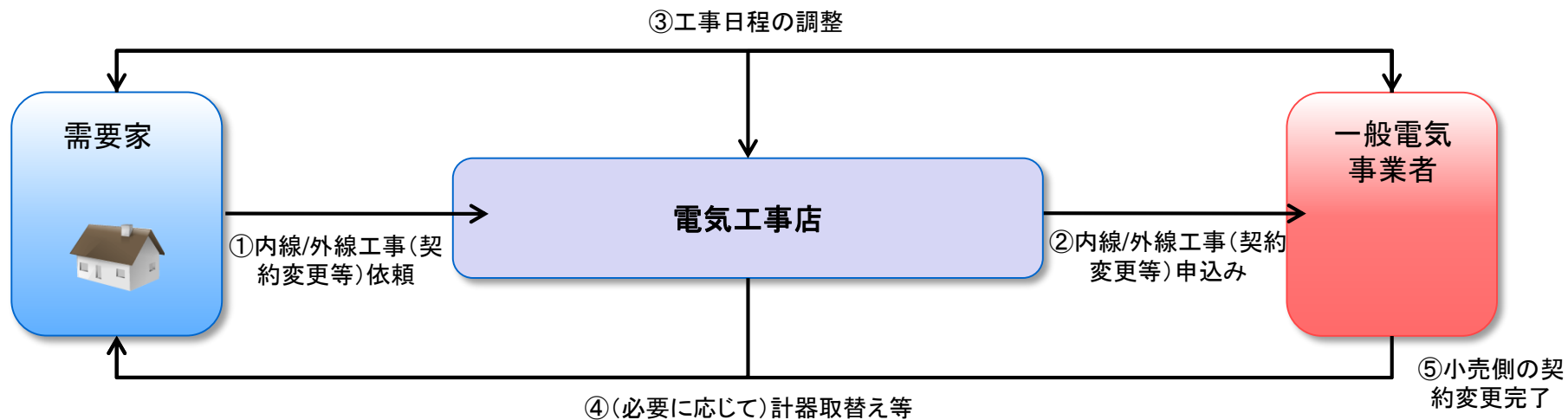


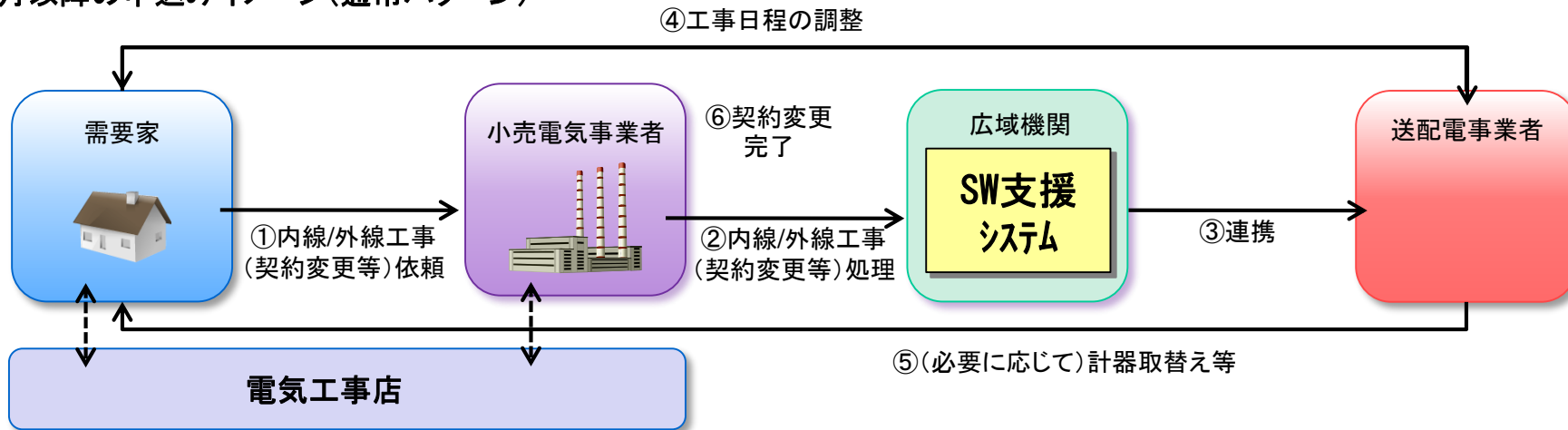
工事事業者経由の契約変更

現在、内線工事实施時、電気工事店から一般電気事業者（送配電事業者）に申込がなされ、必要に応じて引き込み線や計量器が一般電気事業者により改修されるとともに、契約電力の変更も対応できていると認識している。2016年4月以降について、一義的には、託送契約主体である小売電気事業者が送配電事業者へアンペア変更・内線工事（増減設）の申込みを行う整理だったと認識している。仮に電気工事店が小売電気事業者へ連絡せずに送配電事業者へ直接申し込みを行った場合、小売電気事業者への情報提供は、どのように実施されることが想定されるのか。問題点と対応策について、検討を行った。

➤ 現在の低圧需要家における内線/外線工事（契約変更等）申込みイメージ

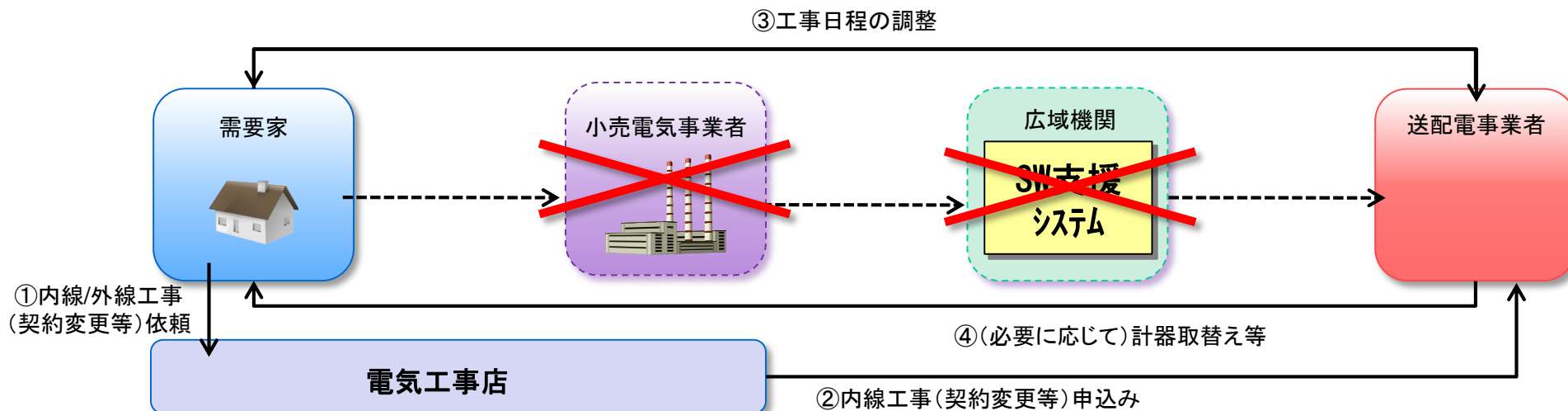


2016年4月以降の申込みイメージ(通常パターン)



※明らかに内線/外線工事を伴う場合も、スイッチング支援システムで設備変更を行うのか。

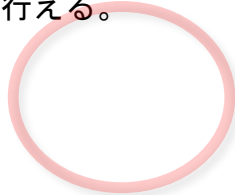
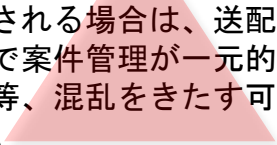
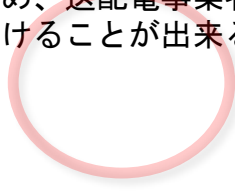
小売電気事業者を介さないパターン



■ 問題点：小売電気事業者にて、どの需要家が、いつ設備変更（契約変更）をしたかが把握出来ない。

→結果的に小売事業者は託送契約の基本料金の変更されたことを通じて実態を把握することになることを懸念。また、その場合、料金請求のタイミング等に小売電気事業者は把握することになるのか？

● 対応策

対応案	具体策	メリット	デメリット
<p>案1： 電気工事店から申込みのあった需要場所設備情報の変更について、送配電事業者から小売電気事業者に情報連携を行う。</p>	<p>電気工事店から送配電事業者に対する電気使用申込書に「小売事業者への情報提供」欄にチェック欄を設ける。小売電気事業者は電気工事店からの連絡を受け付けた時点で、契約変更手続きを行う。</p>	<p>✓ 需要家が契約変更完了までスムーズに行える。</p> 	<p>✓ 送配電事業者の工事日程調整/計器取替えと小売電気事業者からの契約変更手続きが並行して実施される場合は、送配電事業者側で案件管理が一元的に出来ない等、混乱をきたす可能性がある。</p> 
<p>案2： 託送契約の主体である小売電気事業者のみが契約変更を行えるようルール化する。</p>	<p>電気工事店が小売電気事業者に連絡せずに送配電事業者へ直接申し込みに来た場合、「送配電事業者で拒絶する（受け付けない）」、もしくは「小売電気事業者に連絡する」こととする等、ルール化を行う。</p>	<p>✓ 契約変更申込みが一元的に行われるため、送配電事業者側での混乱を避けることができる。</p> 	<p>✓ 需要家が契約変更完了までスムーズに行えない。 ✓ 電気工事店に負担を強いる解決法である。 ✓ 現行よりもサービスが劣化する。</p> 